

## 第 33 回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和 2 年 9 月 7 日（月）

### 開会 午前 10 時

○事務局（中野事業管理課長代理）

定刻となりましたので、ただいまから第 33 回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

初めに、ただいまご出席していただいております委員の皆様方につきましては、委員 6 名中 6 名全員が出席していただいております。大阪市路上喫煙対策委員会規則第 3 条第 2 項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

傍聴者は、傍聴要領に従い傍聴いただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、本日報道機関の取材はありません。

それでは、開会にあたりまして、環境局長の青野よりご挨拶申し上げます。

○青野局長

環境局長の青野でございます。皆様方にはご多用中のなか、また、新型コロナウイルス感染症で大変な厳しい状況の中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

この大阪市路上喫煙対策委員会は、今回で 33 回目になりますが、歴史のある委員会でございます。平成 19 年 4 月に条例を施行しておりまして、その前から開催している委員会でございます。

今回は新しいメンバーの方にもご出席いただいておりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。昨今、喫煙者をとりまく状況は厳しいものとなっております。そういった社会情勢や国際的な動きも踏まえまして、ご議論をお願いしたいと思います。

大阪市でも順次禁止地区を拡大しております。今回は、中央区の長堀通り地域や中之島に 7 月にオープンしたこども本の森周辺地域の禁止地区の指定にあたって諮問させていただくことを考えております。

禁止地区の指定にあたりましては、1,000 円の過料徴収を行い、指導を行っております。来る 2025 年の大阪関西国際万博に向けても、国際的に大阪市がどのような状況なのか、ご覧いただき、恥ずかしくない状態にしておきたいと考えておりますので、皆様方には、自由に、実行のある対策についてご議論いただきたいと思っております。

簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

○事務局（中野事業管理課長代理）

ありがとうございます。それでは、本日は委員改選後、初めての委員会でございます。こ

ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿順にご紹介させていただきます。名前のみご紹介させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは初めに青木委員でございます。

○青木委員

青木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

小谷委員でございます。

○小谷委員

小谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

佐々木委員でございます。

○佐々木委員

佐々木です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

谷口委員でございます。

○谷口委員

谷口です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

中野委員でございます。

○中野委員

中野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

藤田委員でございます。

○藤田委員

藤田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

続きまして、委員長の互選を行います。大阪市路上喫煙対策委員会規則第2条で、委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定めると規定しておりますので、委員の皆様のご互選により委員長の選出を行っていただきたいと思います。どなたか挙手をお願ひできないでしょうか。

○中野委員

はい。

○事務局（中野事業管理課長代理）

中野委員、どうぞよろしく申し上げます。

○中野委員

それでは、僭越でございますけれども、私から推挙させていただきたいと思います。本委員会の課題を鑑みましたが、公平中立な観点から、豊富な意見が求められるところでございますので、委員長には、弁護士の青木先生にご就任いただければどうかと思います。どうかよろしく願いいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

ただいま、中野委員のほうから、青木委員に委員長をお願いしてはどうかというご提案を頂戴しました。ほかにご意見等ございませんでしょうか。

無いようでございますので、青木委員に委員長をお願いしたいと存じます。ご意見ございませんでしょうか。

（拍手）

ありがとうございます。それでは、青木委員長につきましては、正面の委員長席へとお移動をお願いします。それでは、青木委員長にご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○青木委員長

皆様おはようございます。ただいま、委員長に拝命いただきました、弁護士の青木佳史と申します。私の方は、大阪弁護士会よりこの委員会の方に推薦をいただいております、前任の山西委員が委員長を務めてしばらくやらせていただいたという事で、山西委員を引き継いで、しっかりとこの委員会の司会をさせていただきたいというふうに思っております。いろいろ初めてでございますので、不慣れな点もありますが、どうぞご協力よろしく願いいたします。では、よろしく願いいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

ありがとうございます。それでは、続きまして、事務局のご紹介をさせていただきます。改めまして、環境局長、青野でございます。

○青野局長

よろしく願いいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

環境局事業部長、川島でございます。

○川島事業部長

川島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

環境局事業部事業管理課長、西尾でございます。

○西尾事業管理課長

西尾です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

本日は中央区役所からご出席いただいております。中央区役所まち魅力推進担当課長、谷口でございます。

○谷口課長

谷口でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長、林でございます。

○林課長

林でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

危機管理室危機管理課長、泉でございます。

○泉課長

泉です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

消防局についてもご出席いただいております。

それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。はじめに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。次に先ほどご覧いただきました委員名簿と本日の配席図でございます。次に、第33回大阪市路上喫煙対策委員会資料のホッチキス止めの資料一式でございます。漏れはございませんでしょうか。それでは、これ以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願ひいたします。

○青木委員長

それでは、よろしくお願ひいたします。議事に入ります前に、委員長の代理の指名を行う必要がございますので、それを先にさせていただきたいと思ひます。

大阪市の路上喫煙対策委員会の規則 2 条 3 項に、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理するというふうになっておりますので、僭越ですが、私の方から委員長代理を指名させていただきたいと思えます。

委員長代理には、当委員会の他にも数々の委員を経験されている、小谷委員の方をお願いできればと思っておりますが、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、小谷先生よろしく願いいたします。では、一言ご挨拶という事をお願いいたします。

#### ○小谷委員

小谷でございます。今回この委員会に加わらせていただく事は、先ほどお話にもありましたように長く歴史のある委員会ですので、しっかりと取り組ませていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○青木委員長

小谷委員ありがとうございました。それでは委員長代理のほう、よろしくお願いいたします。では次に議題に入ります前に、本委員会、現在 6 名の構成ですが、この 6 名の委員構成につきまして、事務局よりご報告がありますので、よろしくお願いいたします。

#### ○西尾事業管理課長

改めまして、環境局事業管理課長、西尾でございます。よろしくお願いいたします。失礼ですけれども、座らせていただいて以降ご説明させていただきます。

本委員会の委員構成等についてご説明申し上げます。本委員会の委員定数につきましては、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第 8 条 3 項に基づき 7 名となっております。委員名簿でございますように、現在 6 名の方に委嘱させていただいております。本委員会におきましては、たばこを吸う方、吸わない方双方のご意見を聞く事が重要であるという観点から、喫煙マナーの向上に関し、長きにわたる活動実績を有する、大阪南部たばこ商業協同組合から委員をご推薦いただいております。しかしながら、今回、委員の改選時期を迎えるにあたりまして、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第 5 条第 3 項及び同条約第 5 条第 5 項を実施するためのガイドラインの趣旨に鑑み、たばこ関連事業者である大阪南部たばこ商業協同組合からの再任は行わないことといたしました。ガイドラインの内容でございますが、条約の締約国は、たばこ産業又はたばこ産業の利益の増進のために活動している団体によって雇用されているいかなる者も、たばこ規制政策又は公衆衛生施策の策定又は実施に関わる政府機関、委員会、又は諮問グループの成員となることを許してはならない。とされております。

つきましては、あと1名の委員の選任につきまして、たばこを吸う方、吸わない方双方のご意見を聞かせていただくといった観点から、一般公募により喫煙者の方を委員にお迎えしたいと考えておりますので、ご報告申し上げます。

委員長よろしくお願ひ申し上げます。

○青木委員長

はい、ありがとうございます。現在、委員に関する選任についてのご説明がありましたけれども、何かご質問等よろしいでしょうか。

○中野委員

はい。

○青木委員長

中野委員よろしくお願ひします。

○中野委員

今、ガイドラインの趣旨に鑑み、条約等をおっしゃっていただきましたが、これは最近決まったのですか。

○西尾事業管理課長

お答え申します。条約そのものについては、2005年ですので、今から15年前、平成に直しましたら、平成17年当時になりまして、ガイドラインもほぼ同時期に出しております。そうした中で、私どもの大阪市路上喫煙防止条例につきましては、平成19年4月に策定というかたちで、いわゆる街中における、火のついたたばこ、歩行喫煙が非常に危ないといった問題とか、たばこの吸い殻が捨てられて、非常に美観を損ねている、或いは当時から副流煙の問題とか健康問題とかもあつた中で、18年当時から市内部で議論を進めることによって条例を制定したのが、19年4月となっております、その時点でこの国際条約そのものについて規定されておつたんですけれども、やはり初めての取組みでもございますし、たばこを吸う方の意見、吸わない方の意見、双方の意見を聞きたいという観点から、本委員会を初めて開催した時から、委員の方、たばこを吸う方のご代表といったら言い過ぎかもしれませんが、たばこ商業組合、それまでも先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、たばこマナーの関係でいろいろ、門前清掃とか地域の清掃活動、或いは啓発活動とかやっていた実績も有しておられたという観点から、商業協同組合のほうからご代表を迎えていたというのが、これまでの経過となっております。以上でございます。

○中野委員

すみません、だいぶ前からこのガイドラインがあつたということなんですが、私らも市長

から委嘱されており、委員の構成について意見を申しあげる立場ではないと認識しておりますが、何かきっかけがあってお考えが変わったという認識をしてもいいでしょうか。

○西尾事業管理課長

お答えいたします。実はですね、前回のJR大阪駅前、茶屋町の周辺、及び阿倍野区・天王寺区、今年の2月に禁止地区に指定しまして、過料徴収を開始したところなんですけども、これの諮問させていただいたうえで、パブリック・コメントを実施した際に、やはり市民の方からこうした条約をご存じの方がいらっしゃって、その方々から国際条約にそうした規定がある中で、よろしくないんじゃないかというご意見もいただいていたという事で、その段階におきましては、今申しましたように、吸わない方、吸う方、双方の意見を聞きたいという考えでこの間きておりました関係もございましたし、またパブリック・コメントを実施した段階におきましては、まだ委員の方々が在任期間中という事もありまして、そうした市民からのご意見なりも拝聴するなかで、今回、改選時期を迎えたという事で、あらためて大阪市の内部で検討させていただいたうえで、やはり条約については遵守していくべきというのが適当ではないかという結論に至り、この判断に切り替えさせていただくことにいたしました。以上でございます。

○青木委員長

中野委員、よろしいでしょうか。

○中野委員

いろいろ外部の方からご指摘があつて、意見を踏まえてですが、まあ、今までを変更する理由があるようにはなかなか私には思えないのですが、そういう立場じゃないので、はい。

○青木委員長

ありがとうございます。他によろしいですか。

それでは、たばこ商業協同組合の方の趣旨にかわりまして、意見等をしっかりと踏まえるという趣旨に加えて、たばこを吸う方からのご意見もいただくという事で一般公募から新たに委員を1人、選任するという事で、今後進めていただく事になりますので、よろしくお願いします。

次回の委員会までには選任はされるという理解でよろしいでしょうか。

○西尾事業管理課長

はい、その段取りで進めて参りたいと思います。

○青木委員長

はい。次回からは7名の委員で、新たに議論させていただきますので、どうぞよろしくお

願いたします。

それでは、第1の議題の方に参りたいと思います。進行次第にありますように、第1は路上喫煙対策に関する取組み状況でございます。これにつきまして事務局の方からご報告をよろしくお願いいたします。

○西尾事業管理課長

はい、ご説明させていただきます。お手元の資料ですけれども、第33回大阪市路上喫煙対策委員会資料という資料をお開きいただきたいと思います。1ページめくっていただきましたら見出しが1つ目の項目ですけれども、路上喫煙対策に関する取組状況ということで、めくっていただきますと、今ご紹介しました、北区JR大阪駅、そして茶屋町周辺の地域、並びに天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域の禁止地区の指定という事で、この2月に禁止地区に指定させていただいて、この間、取組みを進めておるところでございます。啓発看板等の設置につきましては、ここに提示させていただいておりますように、看板・パネルなどをこのようにご用意させていただきまして、掲出してあります。路面シールにつきましても共通仕様という形で右上に表示させていただいております、ステッカーにつきましても一例ではございますけれども、こうしたステッカーにつきましても掲示させていただいております。下に参考といたしまして、各地域における啓発看板等の設置数でございますけれども、それぞれ周辺状況、路面の状況とか、看板、パネルを設置できる状況等によりまして、区によりまして、数こそ違いますが、市民の皆様目に届くような形でこのように看板、パネル、路面シール、ステッカーを一定配置させていただいております。

次のページにいかせていただきます。2点目の項目といたしまして、北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域の主な取組事例でございます。枠囲いのところがございますように、このエリアにおきましては、商店街や鉄道会社等との連携した啓発という事で取組みを進めてございます。デジタルサイネージやアナウンスを活用した啓発という事で、アナウンスにつきましては、下の方に事例写真を貼っておりますけれども、芝田商店街、或いはベルエール美容専門学校で令和2年の1月からこの間継続して実施いただいております。

また、区におきましては、区のホームページや広報紙、フェイスブック、ツイッターへの掲載等を行うことによりまして、新たな禁止地域が指定された、或いは取組みを進めているといったことをご紹介させていただいております。この部分には下の欄にございますように、北区のフェイスブック、北区のツイッター、右側にはステッカー、芝田商店街における掲出状況、電信柱の支柱のところ、路上喫煙禁止地区と書いたステッカー、幅が

21cm、高さが14.7cmと小さいですけれども目に付く高さのところに掲出させていただいております。また、その右側でございますけれども、少し大きめのサイズ、高さが55cm、幅が20cmという形で、ここの部分につきましては、4か国語の言語を用いまして表示させていただいているところです。

次のページに参ります。同じく、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域の主な取組事例でございますが、枠囲いをご参照ください。商店街や鉄道会社等との連携した啓発を実施しておりまして、ここにおきましても、デジタルサイネージやアナウンスを活用した啓発という事で、アナウンスにつきましては、JR天王寺駅構内で令和2年1月から現在も継続実施いただいております。

また、区におきましては、ホームページや広報紙、LINE@への掲載もさせていただいております。また、区主催イベントや地域イベントでの啓発活動等についても鋭意取組んでいただいております。下のほうにイベントでの啓発活動の風景、ブースを設けまして、啓発のぼりを立ててやらせていただいているという事で、右側に阿倍野区の広報紙におきましては、こうした路上喫煙禁止地区に指定されましたというようなことも大々的に取り上げていただいております。

また、天王寺区におきましては、LINE@というような形で、パネルの表示等につきましては右側、あべちかの出入り口の壁面とか、JR天王寺駅公園口付近の柱に掲出、また、MIOという商業ビルあるんですけど、ここ腰掛けるのにすごい高い高さになっていまして、腰掛ける高さのところ、座れるところにこうした18cm×18cmの啓発ステッカー、ここは路上喫煙禁止地区ですという事でたばこ吸ってはだめですよというような注意喚起のステッカーを貼らせていただいております。

次のページに参ります。4点目の項目でございますが、喫煙設備の整備という事で、JR天王寺駅公園口の西側の植樹帯に喫煙設備を整備いたしました。供用開始につきましては、今年、令和2年2月1日からという事で、占用面積につきましては、全体で54㎡、うち喫煙エリアにつきましては、41.4㎡という事で、灰皿の設置数につきましては3基という事で、位置図ですけれどもその下でございます、阿倍野筋と玉造筋の交差するところ、ちょうどJR天王寺駅の西側という事で、タクシーの乗降場に入ってくる道のところにして、阿倍野筋のほうにはバスの停留場もございます。右側に写真を貼らせていただいておりますけれども、もともと整備前につきましては植樹帯という形になっていましたけれども、ここの植樹を撤去いたしまして、両面車道に囲まれたエリアでございますので、いわゆるパーティションではなくフェンス構造のもので、境界明示しておるところです。ここにつきましては

は、今申しましたように車道に囲まれていますので、いわゆる受動喫煙の問題が生じないという事で、また交差道に入ってくる場所ですので、視認性の確保という部分につきまして、警察の方から、注文もつけていただいたこともございまして、フェンスがより妥当であるという観点の中で、この仕様によりまして、今回は設置させていただいたところでございます。

次のページに参ります。同じく喫煙設備の整備でございますけれども、北区のJR大阪駅桜橋口にもともと設置する予定ではございましたけれども、現在この地域につきましては、JRの所有地と道路管理者である大阪市所有地が隣接しているところでございまして、いわゆる設置する位置の関係とか、あと大きさの関係とかにつきまして、現在、まだ調整しておるところでして、本年2月の禁止地区の指定には間に合わなかったという事でございます。申し訳ございません。

なお、本委員会で並行的に口頭で説明させていただいていましたけど、このJR大阪駅桜橋口以外にも、やはり広い地域を禁止地区にしている関係もございまして、北区の角田町、梅田のグランドビルの東側、ここの部分に年内竣工予定という事で、道路管理者等とも協議を進めている中でこのようなイメージのパーティション、3メートルのパーティションで車道側に囲って、歩道側にも当然こうした高さの部分、いわゆる国の構造指針に基づいた形で、できるだけ副流煙を流さないというような構造で、開放型の部分で今後設置を進めたいと考えています。年内竣工予定でこれから進めさせていただきます。

次のページに参ります。2点目の項目といたしまして、普及啓発活動における主な取り組みという事でございますが、1点目、外国人観光客を含むこうした旅行者向けの啓発といたしまして、大阪観光局公式サイトでありますOSAKA - INFOへの掲載を行っております。

また、旅行ガイドブックへの掲載も実施しております。掲載事例でございますけれども、下の方に、マップル大阪、これ18万部でございます。るるぶフリー、これ8万部でございます。エクスプローラーマップが30万部という事で、下の吹き出しの点線囲いの中に表紙を表示させていただいております。掲載記事の内容でございますけれども、路上喫煙の禁止地区のエリア表示をさせていただいて、過料1,000円を徴収させていただくという事で、外国人向けにはノースモーキングゾーンという形での表記、いずれもQRコードによりまして、詳細部分の啓発やアナウンスできるように取り組みを進めさせていただいております。

右側に参ります。カッコ2、各種イベントでの啓発でございますが、成人式での喫煙マナー向上周知ビラの配布ということでやっております。またアカンズきんによる啓発も実施しております。成人式での啓発マナー向上ビラにつきましては、約15,000部ほど用意さ

せていただきまして、成人式に参加されている若者に対し啓発を行ってございます。

カッコ3の啓発動画でございますけれども、たばこマナー向上を訴える、「やめませんか歩きたばこ」といった動画作成をやりまして、YouTube等にて放映中でございます。

次のページに参ります。3点目でございますけれども、過料処分件数でございます。平成19年10月から過料徴収を開始させていただきまして、このような推移となっております。すいません、令和元年度の部分がございまして、カッコ書きの部分ですけれども2月から開始したということになりまして、ここにつきましては当初、2月中につきましては主として啓発指導という形で、いきなり2月になったから過料徴収という形にはしなかったという事で、令和2年度の4月から本格的に徴収開始させていただきましたけれども、カッコ書き欄外にありますように、指導件数がございまして、外側に実数で徴収した過料徴収させていただいた件数がございまして、JR大阪駅・阪急梅田駅の地域につきましては、非常にカッコ書きの指導件数と徴収件数の差が開いている、1,096件の指導件数がありますものの、25件しか徴収していない、これにつきましては、先ほど申しあげましたように、喫煙場所をまだ確保していないというような状況等もございまして、実際に啓発活動を中心にこの間取組んでまして、実際に過料徴収を開始したのが8月からという取組みになっています。2月から禁止地域になっていますが、半年間につきましては、指導を重点的にやったという事で、本委員会からもご提言いただいた禁止地域を定めた際には、その地域内、そのエリア内、もしくはできるだけ近隣の場所に喫煙場所を設けるべきであるというご提言をいただいている中で、申し訳ございません、残念ながらこの地域におきましては、現在まだ喫煙場所を設置に至っておりませんので、そうした中で半年間は指導に努めたという事で、半年経ちましたので、8月以降につきましては、過料徴収を開始させていただいたという状況になってございます。

また天王寺区・阿倍野区につきましては、当初2月いっぱいには啓発指導に努めておりましたけれども、3月以降、徴収を開始してきた経過がございます。そうした中ですが、令和2年の4月から8月、この天王寺区・阿倍野区エリアにおきましても、カッコ書き1,085件指導しているという事で、実際に過料徴収したのが745件。先ほどのJR大阪駅も同じなんですけれども、カッコ書きの部分につきましては、今申しあげましたように、天王寺区・阿倍野区は3月から過料徴収しているんですけれども、ご承知のようにコロナの関係がございまして、いわゆる三密を避けるといった観点から、今年の4月14日から5月末までにつきましては、本市が設置しています全ての喫煙所をクローズいたしました。入口を封鎖させていただいたうえで、4月14日から5月末まで封鎖という事で、6月1日から解除という

形でご利用を再開させていただいたという状況になっておりまして、その閉鎖している間につきましては、やはり喫煙場所がないという関係もございますので、吸っているからといって過料徴収するのではなく、喫煙所については現在使用中止ですけれども吸わないようにご協力ご理解をお願いしますといった啓発にシフトして取組んだ経過がございます。

次のページですけれども、4点目ですけれども、路上喫煙定点調査、喫煙率の調査をさせていただいておりまして、下側の表を見ていただいたら良いんですけども、禁止地区の地域、たばこ市民マナー向上エリア地域、それら以外の地域、全域という形になっておりますけれども、いわゆる定点調査、18年度からずっとやらせていただいております、年1回で、現在、令和元年の調査におきましては、この3地域全体では63.4万人歩行者がいらっしやったというという形で、その中で喫煙されていた方が全体で1,200人程度ということで、令和元年度の喫煙率は0.19%となっております。

チェックポイント数ですけれども、禁止地区については現在7か所で定点調査を実施しています。たばこ市民マナー向上エリアのチェックポイント数は12か所、上記以外、一般の箇所としては13か所でやっております、合計32か所で令和元年度時点では調査させていただいている状況になっております。32か所で1日かけて同時に調査させていただいております、1日の通行量が63.4万人、その中で吸われている方が1,200人という状況になっております、条例が制定されましたのが、平成19年4月で、過料徴収が開始されたのが、平成19年10月からとなっておりますが、その1年前の条例がない時点での喫煙率については1.77%でございました。これは禁止地区を設けることによって啓発に努め、また、喫煙所の設置につきましても、本委員会の提言を受ける中で、啓発の一役を担っているという状況もあるなかで、令和元年度には、0.19%ということで、喫煙率を約10分の1まで軽減出来ている状況がございまして、一定、本市における条例に基づく禁止地区の指定なり、喫煙場所の設置につきましては、啓発的な意味合いにおいて効果があったと認識しております。

次のページに参ります。広聴件数でございますけれども、市民の声の受付件数の推移というものがございます。平成19年度におきまして154件で、以降年度ごとに多い少ないはございますけれども、令和元年度におきましては149件の受付がございました。この状況につきまして、真ん中のところに折れ線グラフにより増減を表現させていただいております。また、直近3年間の項目別件数ですけれども、1件で複数のご意見をいただいている状況もございますので、上の表と、数については異なる場合がございます。平成30年度の上の表の受付件数は235件ですけれども、下の項目別件数は292件という形で、件数当たりの意見

の数は、1.24 件となっていました、令和元年度は 149 件に対して、意見の総数は 190 件という事で1件あたりの意見数は 1.28 件という形で、ほぼ 30 年度と令和元年度は同じ傾向かなと考えております。

以上、1 点目の項目の路上喫煙対策に関する取組状況について、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○青木委員長

はい、ありがとうございました。

えっと、いろいろな項目についてご報告いただきましたが、最初の 2 つは、今年の令和 2 年の 2 月からスタートしました新しい禁止地区の周知状況、或いは喫煙場所確保のご報告でしたが、このあたりについての何かご質問・ご意見いただけますでしょうか。

○谷内委員

はい。

○青木委員長

谷内委員、よろしくお願いいたします。

○谷内委員

あの、過料処分件数のところで、非常に少なく感じていて、近年、下げ止まりの傾向かなとこの数字を見て思いました。そうしますと、ターゲット層を絞れるかなと思うんですけども。過料を取る際にどのような理由で吸ってしまったのかとか、どのような属性の方が吸っているのか、とかそのような調査を行いますと、ターゲットが絞れてきて、喫煙対策もやりやすくなるのではないのでしょうか。喫煙者の属性とか。そのような調査はあるのでしょうか。

○西尾事業管理課長

お答えいたします。過料徴収にあたりましては、吸っている方を現認して、お金だけをいただいているわけではなく、事実確認のペーパーも交付しております、属性的に申しましたら、外国人は約 20%くらい例年占めていたと思っております。大阪市、観光スポットという形で、現在は、コロナの関係で外国から来られる方が減っている状況にはありますけれども、昨年度中盤までは右肩あがり、多くの方々が来ていただいておりますけれども、吸っている方で、外国人は指導しないというわけではなくて、観光マップとかにも本市の取組みにつきましては掲載させていただいておりますので、外国人であっても風通し良くさせていただいております。あと、性別とかもデータがあったかと思っておりますけれども、徴収の段階で、不適切な行動がある場合もありまして、そのような記録についても残しております、一定

の集約はできていると思っています。

○青木委員長

谷内委員、よろしいでしょうか。

○谷内委員

すみません、では、どのような属性の方がおられるのかとか、そういう分析も見せていた  
だきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○西尾事業管理課長

承知しました。次回の委員会の際に、属性等把握できている範囲のなかで、説明させて  
いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○青木委員長

今、お伺いして少し思いましたけれども、こういった外国籍の方が、禁止地区とい  
うことをわかるような工夫というのは、ステッカーには多言語がありますが、その他、看板と  
かは英語を記載しているという点で工夫されているということでしょうか。

○西尾事業管理課長

旅行者向けの旅行ガイドブック、るるぶフリーとかそうした部分でもやってまして、  
OSAKA-INFO という外国人向けの発信でもエリア表示とかやっておりますので、一定、説明  
責任というのは言い過ぎかもしれませんが、大阪市についてはこうした禁止地区が  
ありまして、取組みを進めているということをアピールさせていただいております。

○青木委員長

他にありますでしょうか。どの点でも結構です。

○藤田委員

はい。

○青木委員長

藤田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤田委員

藤田です。よろしくお願いいたします。この辺に住んでいる者なので、気にしてステッカーと  
か路上に貼り付けているものを、今朝もここに来るまでに、路上喫煙禁止地区のところを見  
て回って来たんですけども、やはり、周知するという気持ちがあるのであれば、もうちょっ  
とステッカーとか目に付くものを、誰でも天王寺に来たらここはあかんということはわか  
るものを、もうちょっと増やしてもらったほうがいいのかなという気持ちがありました。や  
っぱり、探さないとならないというのが私的にはあったので、外出てここはあかんねんな

というのが分かるような、そういう位置に貼ってもらいたい。ハルカスは確認できなかったのですが、梅田ではすごく貼っていただいたりしてるけれども、近鉄さんがどこまで協力的なのかなというのが分からなかったのですけれども。その点いかがでしょうか。

○西尾事業管理課長

こうした標示物を掲出するにあたりましては、すべて建設局の道路管理者なり、植樹帯では公園管理者の許可をいただく状況のなかで、建設局におかれましては、道路での表示、エリアによって違うのですが、不法駐輪の取組みを進められてまして、ハルカス前の道路に面して表示されているのは、どちらかといいますと、力点を置いているのが駐輪対策のステッカーで、集中的に貼られている状況もございます。残念ながら後続の施策という状況もございまして、委員ご指摘のようにもっともっと目に付くようなもの、また、数につきましても充足できるような形で、これからも道路管理者等との協議を進めるなかで充実させていきたいとのことで取組みを進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤田委員

よろしくお願いいたします。

○青木委員長

ありがとうございました。数も少し少なめですもんね。あとは、目立つ場所にも貼っていただきたいですね。

○藤田委員

そうですね。私が見た限りでは小さいんですよね。景観をすごく気にしてはるんだとは思いますが、小さいんですよね。

○西尾事業管理課長

本日ご提言いただいたということで、打合せして参ります。

○青木委員長

よろしくお願いいたします。必要なことを全部書こうと思うと、字がたくさんになりますけれど、多分、ステッカーくらいの「たばこあかん」と書いてるだけのものがたくさんあるといいのだろうと思っております。他の委員、いかがでしょうか。

○中野委員

違法駐輪のところですけども、違法駐輪も駐輪したらだめということで、駐輪場を設置していったらミナミの街も違法駐輪が減ってきたと。禁止地区とともに、喫煙所をつくったら、現象に変化が起こる。多分起こそうとされていると思うんですけど、今までの、御堂筋とかその辺は実績や流れはどうでしょうか。

○西尾事業管理課長

禁止地域については、7か所で定点調査をさせていただいていると先ほど説明させていただきましたが、御堂筋関連でも何ポイントかあったと思います。淀屋橋の交差点や中央公会堂の交差点など。中央公会堂はちょっと中に入ってしまうんですけど。本町3丁目の交差点での定点観測ですが、禁止地区の平成18年度時点の喫煙率が2.57%で、それが、令和元年度では、0.24%ということで、禁止地区においてもやはり10分の1になっており、効果は見て取れるようになっております。駐輪対策につきましては、建設局が御堂筋や千日前通りとかでやられているということで、そういった御堂筋の道路拡幅工事で歩行者を優先とした取組み、ゆとりのある、街のにぎわいづくりとか、総合的な計画を進められていると伝え聞いているところなんですけども、そのなかで、駐輪場を確保されているということもございます。阿倍野区なんですけども、道路拡幅工事が途中でして、東側がまだこれからという状況になってまして、いまの委員からのご指摘のあった駐輪対策ということも折り込まれていると聞いておりまして、あわせて駐輪場に隣接できるかどうかはあるんですけども、先々には、道路拡幅工事にあわせた駐輪場対策にあわせて、喫煙場所を小さくてもいいから、1か所でも確保できないかということで、阿倍野区とこの間相談・協議させていただいておりまして、引き続き、喫煙場所の確保ということは、計画して参りたいと考えております。

○中野委員

勝手な推測かもしれませんが、御堂筋のところは、段階的に過料の件数が増えてまして、これは、喫煙所が増えることによって、減るきっかけにもなるというふうに思っておりますので、努力いただきたい。

○西尾事業管理課長

ありがとうございます。

○青木委員長

他によろしくをお願いします。小谷委員。

○小谷委員

2点ほどお伺いできればと思うのですが、まず、路上喫煙定点調査の喫煙率の推移が、幅がだんだん小さくはなっているんですけど、ちょっと減ったりちょっと増えたりあると思うので、こういう調査をしているということで、数値が変わった変動の要因等について、どのようになさっているのかなとお聞かせいただきたいのと、私、今回初めてのなかでお教えいただきたいのですが、現在、JR大阪駅の桜橋口に喫煙所を計画されているということですが、お話にもあるように、喫煙所の設置場所、また、喫煙対策の実効性、変化があるのかな

と思うんですけども、喫煙場所の選定の手続き、基準みたいなものがあるのかということと、喫煙場所を確保しなければならないという一方で、私もよく通るんですけども、桜橋口のような、大きな横断歩道があって、ここにできるのかと思うと、これから開発が進んでいくなかで、あまり喫煙を好ましくないと思う方にとっては、こんな場所と思われかねないかなというようなところもあるので、設置場所については、いろんな要因があることは承知しているんですけども、もう一度、ご説明いただければと思います。

○西尾事業管理課長

まず、1点目、調査の件なんですけれども、本日ご用意させていただいた数値の中には、特に、禁止地区の数値が目につくのかなと思います。元々、禁止地区ではないところが、禁止地区になったということで、元々の位置付けから変わってきている要素はこの十数年の中ではある訳ですけども、それで答えができればよかったですけれども、令和元年度が0.24%に対して、30年度は0.09%と数字的には3倍近い増加という形で、平成29年度から半減していた効果が逆転している。非常に悩ましいところではありますが、データ数の歩行者数、禁止地区につきましては、13万人が歩いておられ、その中で喫煙されていた方は320人ほどということで、数値的に3倍というのは、非常に重みがあるのですが、母数的には小さな世界ですので、専門家ではありませんが、誤差の範囲といえるのではないかと担当としては、思っているところでございます。

次に、桜橋の喫煙場所の設置ということですが、恐れ入ります、後の方の資料になりますが、お手元の資料のパブリック・コメントを実施するにあたってご用意させていただいた資料に、考え方を記載しておりまして、左側のこれまでの取組みというところで、本委員会から答申いただいた中に、禁止地区の指定についてということで、どのような場所を禁止地区に指定すべきなのかということをお答え、ご提言いただいております。周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域、或いは、通行者が比較的多い地域、大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域、明確性を確保できる地域ということで、平成19年6月時点でご答申いただいて、この考えに基づきまして、以降、禁止地区を指定する際の判断基準とさせていただいております。また、平成25年6月におきまして、路上喫煙禁止地区の考え方として答申いただいて、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたいというご提言をいただいております。禁止地区の区域反映につきましては、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に、検討・調整されたいということで、いわゆる、わかりやすく、通行量も多く啓発効果も高いということで、対応させていただいております。委員の方からもご発言があ

りましたが、桜橋口については、通行量が非常に多い状況で、確かに、現在、再開発も進んでいるということですが、また、西側に面したビル、旧郵便局の跡地等についても再開発があり商業施設に変わっていく、周辺状況これからどんどん変わっていく状況がございますけれども、JRを降りていただいた後、バスに乗ったりとか、動線としては賑わいのある、非常に目立つ場所でありまして、そういった場所に設置するというように考えていたところですが、以上でございます。

○青木委員長

ありがとうございました。この議題については、ご質問等よろしいでしょうか。では、本日の意見を踏まえて、各地域への取組みを進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

では、議題の2に移らせていただきます。「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化という議題で、事務局の方から説明お願いいたします。

○西尾事業管理課長

はい、では、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化ということでご説明させていただきます。

1点目ですけれども、令和元年度における活動報告ということで整理させていただいております。たばこ市民マナー向上エリアの活動団体は、75団体、令和2年3月31日現在ですけれども、以降、新規の登録や廃止申請等ございませんので、現時点で75団体ご活動いただいているところでございます。主な活動内容でございますけれども、街頭や各種イベント時の啓発活動の実施ということで、ポケットティッシュの配布や、団体様におかれては、一緒に清掃活動をやっている状況もでございます。のぼり、ポスターの掲示ということで、環境局のほうから支援させていただいております。令和元年度における延べ参加人数、75団体、団体ごとで、年に2回とか、毎月とか、多いところでしたら毎週とか、団体によって規模も頻度も違うんですけれども、総数としては、9万8千人もの多くの方々にご活動いただいているところです。活動報告については、活動回数や活動内容について、環境局へ年1回報告いただいているところです。啓発物品については、先ほど触れましたけれども、ポケットティッシュやポスター、のぼり等の物品を年1回提供させていただいております。

次のページに参ります。2点目でございますけれども、活動団体の交流会の実施ということでやってまして、こうしたマナー向上エリア団体の活動については、ホームページ等でご紹介させていただいているんですけれども、色々積極的な団体におかれては、他の団体がどのような活動をやっているのか、そうした団体の活動の仕方等を勉強することによって、自

分たちの活動を進めていきたい、或いは、他の取組みの良いところを取り入れる中で活性化を図りたいといったご意見、ありがたいご意見を頂戴した関係がありまして、3年前からそうした交流会を年に1回開催するように変えてきたところでございます。大阪市内で活動されている、たばこ市民マナー向上エリアの活動団体の交流を深め、今後の活動の参考にしていただくため、交流会を実施していくということで、昨年度におきましては、4月24日の水曜日、14時からこの第1会議室の中で交流会を開催させていただきました。当日の参加団体でございますけれども、75団体中18団体にご参加いただきまして、たばこ事業者3団体、日本たばこ産業さん、フィリップモリスジャパンさん、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパンさん、と3社来ていただきました。交流会の内容でございますけれども、活動団体の方々から、30年10月の交流会におきまして、たばこ事業者の社会貢献活動を教えてほしいなという意見がありまして、それを受けて、去年、31年4月24日に、たばこ事業者である3団体からどんな取組みをしているのか事例報告いただきまして、3社とも清掃活動、社員あげてとか、地域の方々と連携した清掃活動をやっているとか、喫煙設備を設置してますよとか。

日本たばこ産業さんにおかれましては、御堂筋を指定させていただいた19年当時から、大阪市に対して、喫煙設備を無償で設置いただいて、寄附いただいております。

2つ目ですが、大阪市路上喫煙防止指導員の日常の指導状況について寸劇でご紹介しました。コロナの関係で、過料徴収中止期間もありましたけれども、谷内委員からもありましたように、どのように過料徴収を行っているか、路上喫煙防止指導員については、大阪府警のOBの方を雇用し、取組んでいるところですが、駐禁とかいろんな指導実績があり、お金を1,000円といえども徴収するという非常に難しい、スキルのいる業務でありまして、条例で路上喫煙防止指導員については警察OBをあてるということと、警察OBに見合うスキル、能力がなければ出来ないという非常に難しい仕事をやっていただいております。日常的に禁止地区でありながらも堂々とたばこを吸っている方に対し、注意・指導した瞬間に、言葉は不適切ですが、逆切れされて、場合によっては、年に1回あるかないかですが、暴力行為まがいのことにも至った事例も過去にはございました。こうした取組みを行うなかで、過料徴収を行うにはこうやって声をかけて、このようなことに困ったこともあるんですということのご紹介や日々警察OB頑張ってますよということをアピールさせていただく中で、過料徴収業務が難しいものであることを、ご参加いただいた皆様方に寸劇でご紹介させていただいたところでございます。なお、下の方に2枚写真がございまして、右側ですが、スクリーンのところに3人立っていますが、たばこを吸っていた人と指導員のやりとりと

いうのをこのような形で寸劇ご紹介させていただいたところでございます。以上でございます。

○青木委員長

ありがとうございました。では、今ご報告いただいたことで、ご質問ありますでしょうか。

○谷内委員

はい。

○青木委員長

はい、では、谷内委員お願いします。

○谷内委員

えっと、こういう市民さんからの取組みについて重要だなと考えていて、活発に活動されていて活動されていて、禁止区域というだけではなくて市民全体でたばこに対してきちんと取り組んでいくという意識が上がってきていると感じました。そのうえで少し意地悪というか、申し訳ないこと言ってしまうんですけども、この、のぼりのデザインが小学生の子が嫌がっているふうに見えないというのですとか、たばこ自体を禁止しているようにこの絵だけではちょっとわかりにくいなと感じました。制止している、だめって言われれば言われるほどそちらのほうに近づいていってしまうことが人間心理的としてありまして、たとえばたばこではないんですけども、薬をやっている、ドラッグをやっている方が、テレビのなかでドラッグのシーンが出てくると再発してしまうということがありますので、もう少し禁止を強めるデザインにしていただけたらと感じました。あともうひとつ、この委員会の目的に合うかどうかなんですけれども、1つは喫煙マナーを守ることは非常に重要だとは思いますが、じゃ喫煙マナーを守ればそれでいいのかというところが今すごく問われていまして、非常に難しいなと思っております。健康的に生きていくということ、大阪市としてもこのあたり重要な要素となっているのかと思いますけれど、もともとCOPDなどの病気の可能性が高いということで喫煙者を減らしていく方向になると思うんですけども、いまコロナのこともありまして、受動喫煙もそうですが、たばこによってコロナが重症化しやすい状況もありまして、マナーを守るだけでなく、もう一歩進めて喫煙者自体を減らす、喫煙所自体がコロナのクラスターになる可能性もありますので、できるだけ減らす方向への活動も考えていただけたらと思います。

○青木委員長

ありがとうございました。ご意見をいただいたということだと思います。

○西尾事業管理課長

私ども屋外でのそうした禁止地域、冒頭でちょっと言葉足らずだったかもしれませんがけれども、平成19年度前後、というか以前には一番問題となっていたのがたばこの吸い殻がポイ捨てされているのが非常に問題になっておりまして、今回、本日も環境局、私の方が事務局を仰せつかっておりますけれども、いわゆるたばこ問題におきましては、今申し上げたポイ捨ての美観の問題もありますけれども、火のついたたばこが歩いていて子供さんの目の高さで非常に危ないし、ポイ捨てされたたばこの火がまだ残っていて火事にもなるかもしれない、いわゆる安心安全の観点から問題があるというような部分、それと当時は副流煙というようなことで、現代は受動喫煙というんですか、健康増進法が改正されまして非常に健康問題がクローズアップされているような状況もございますけれども、当時は一番問題だったのがポイ捨て問題ということで、関連の4局、環境局が事務局をやっていますけれども、防火防災が消防局であり、現在の危機管理室が安全安心の担当となっていますし、健康問題につきましては健康局ということで、ここが連携をとるなかでですね、19年4月の条例改正に向けて進めてきたというのが過去の状況でございました。そうした中で、いま委員ご指摘の部分の、受動喫煙の関係、コロナもありました。冒頭もうしあげましたコロナが現在もまだあるわけなんですけれども、非常事態宣言の時には4月14日から5月末までは喫煙場所もクローズさせていただいて、三密状態での喫煙は避けるような状態にはしてきておるわけなんですけれども、以降も、灰皿を囲むように1メートル間隔くらいで、この場所に立ってくださいというような表示をする中で、密接な押し合いへし合いの中での喫煙をしないような呼びかけもいま各喫煙場所において表示もさせていただいて、啓発しておるところです。

いま、委員からご提案のありました喫煙者を減らすような取組みにつきましては、健康局の方で、健康増進計画を策定されている中で、喫煙というのは望ましくないとおっしゃる大阪市の考え方を持っておるんですけれども、一方で、言葉は不適切で恐れ入るんですけれども、たばこを吸うことにつきましては法律違反ではない中で、私どもの路上喫煙防止条例にありますように、吸う人・吸わない人、吸う人にはマナーを守っていただきたいという観点の中で、禁止地域を設けさせていただいて、啓発を重点的に取り組んできた、その結果として喫煙率ではございますけれども、10分の1まで減ってきている状況もございます。引き続き、喫煙をしない取組みというのは、すいません、環境局の所管ではないので、その取組みは、別途、他局のほうで充実した取組みをやっておりますし、私どもにつきましては、マナーを守った喫煙をするために禁止地域で啓発をやったうえで、その部分につきまして、禁止の緩和というんでしょうか、吸う部分としての受け皿づくりとして本委員会からご提

言いただいた喫煙場所の設置についても、鋭意、進めてきているというのが現状でございます。答えになっていないかもしれませんがよろしく願いいたします。

○青木委員長

ありがとうございました。質問はありませんか。では、佐々木委員よろしく願いします。

○佐々木委員

いろいろね、皆さんあの、喫煙所をどこに設置するか、いろいろたばこの禁止の話をされてますけれども、私がわりあい女性会として清掃活動をよくやってまして、何年もやってますけれども、毎年やはりたばこの吸い殻がどんどん減ってきていますね。昔でしたら取ったごみの中身がほとんどたばこの吸い殻だったんですけれども、この頃は吸い殻がほんとに少なくなったねというような話をしております。で、あの、地域におきましても、私たちは鶴見区ですけれども、第2日曜日に地域で清掃活動もやってます。それでもやはりたばこの吸い殻はほんとに減ったねという話は出てきております。ですから、いろいろこうして工夫していただいて、やっていただいている効果は十分あると思いますし、また一方たばこのその公害、吸うことによっていろいろなやっば健康問題が出ているということで、各自も吸わないようになってきてるかと思うんです。でも今ちょっとおっしゃっていたように、中にはやはりそういうようなものに対して無関心な人がいますね。たばこ吸いながら自転車に乗って、この間も小さい子供の背中に擦れそうな人もいました。ですから、もうこれはどれをどうしようかというんじゃなくてやはり個人の自覚、だからそっちの方面にもやはりちょっと力を入れていただけるようになればいいかなと思いますし、それから、ステッカーなり、吸いはるところにはだいたい、やはり交差点のところの長い間信号待ちするような所には吸い殻がちょくちょく見当たりますね。だからそういう所にはもうはっきりとこうポイ捨て禁止というようなマークをバツと張っていただくと、だから、目安としては、やはりそんな吸い殻の落ちているようなところから進めていただけたら、あとはもう本当に一般的な教育になってくるんじゃないかと思いますね、だから、本当にいろいろと努力していただいてここまでやったんだなと私はちょっと思っております。失礼いたしました。

○青木委員長

ありがとうございました。あともう少しの分、両方のご意見いただきましたので、何卒よろしく願いします。それではこの議題よろしいでしょうか。では、続きまして3番目、こちらは新しい提案になりますが、路上喫煙禁止地区の新たな指定という議題に移らせていただきます。これにつきましてはまず諮問ですね、よろしく願いいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

それでは青野局長、前のほうにお進みいただくようよろしくお願いいたします。

○青野局長

大環協事第 736 号令和 2 年 9 月 7 日 大阪市路上喫煙対策委員会委員長 青木佳史様  
大阪市長 松井一郎 路上喫煙禁止地区の新たな指定：中央区長堀通り地域、こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所中央会堂周辺地域の拡大）について、諮問、標題について大阪市路上喫煙の防止に関する条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。諮問理由、大阪市では、健康・防火防災・まちの美化の観点から、市民等の安心安全、及び快適な生活環境を確保することを目的として、大阪市路上喫煙の防止に関する条例を平成 19 年 4 月に施行し、市内の道路や公園などの公共の場所では路上喫煙をしないよう努力する義務を課すとともに、御堂筋及び大阪市役所中央公会堂周辺、都島区京橋地域及び中央区戎橋筋心斎橋筋地域、並びに北区 J R 大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定し、違反者に対しては 1,000 円の過料に処しています。今般、中央区から長堀通り地域を禁止地区に指定したいとの申し出がありました。また、文化集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるため、こども本の森中之島周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定して参りたいと考えております。両地域の路上喫煙禁止地区の指定にあたり、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を聞くため諮問します。よろしくお願いいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

どうもありがとうございました。それでは、お席のほうにお戻りください。それでは引き続き、青木委員長に議事の進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○青木委員長

それでは、あの、いま局長から読み上げていただきました諮問内容を今後審議していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。もう少し具体的な内容も含めまして、改めて新しい諮問内容につきまして、事務局の方からご説明をよろしくお願いいたします。

○西尾事業管理課長

ご説明させていただきます。お手元の資料の続きでございますけれども、カッコ 3、路上喫煙禁止地域の新たな指定についてよろしくお願いいたします。1 ページめくっていただきましたら A 3 の大きな資料、今回の諮問に関わりまして、パブリック・コメントを実施するという事取りまとめてございます。これまでの取組み、或いは禁止地域の指定にかかる手続き、今後のスケジュール、また具体的に 4 番といたしまして、新たな指定について 2 か所ございまして、長堀通りの関係と、こども本の森の関係ということです。5 番目に地区

のエリア図を掲載させていただいております。1, 2, 3の共通部分につきましては私のほうからご説明させていただこうと思っております。4, 5につきましては今回中央区におかれまして区政会議等で意思決定なさって、本委員会に諮問要請がございました長堀通りの禁止の関係につきましては、中央区の谷口課長の方からご説明させていただくということで、こども本の森の中之島周辺地域につきましては私の方でご説明させていただくということでよろしくお願いたします。

そうしましたら、先ず始めに、先ほどちょっと触れましたけれども、これまでの取組みでございますけれども、表の左側ご参照ください。平成18年度から路上喫煙対策事業開始ということで、私ども環境局は当時環境事業局という名称でして、私どもと健康福祉局、現在の健康局、それと危機管理室と消防局の4局共同で、新たに道路などの公共の場所における喫煙マナー向上に向けた普及啓発活動実施ということで取組みを開始いたしました。平成19年4月1日には大阪市路上喫煙の防止に関する条例を施行いたしまして、4月25日は本委員会を開催いただきました。6月28日には、路上喫煙禁止地区の指定についてご答申いただきまして、禁止地区の指定する考え方等につきまして枠囲いの部分、先ほどご紹介させていただきましてご答申をいただいたところです。また、7月4日には路上喫煙禁止地区を指定ということで、御堂筋及び大阪市役所中央公会堂周辺を禁止地区に指定させていただきまして、告示することによりまして10月1日からは過料徴収を開始したところでございます。以降、20年度からは、たばこ市民マナー向上エリア制度を全国に先駆けて取組み、地域なり地域団体の皆様方のご協力をいただく中で、行政だけでなく市民の皆様方とともにこうしたたばこマナーの向上に向けた取組みを進めさせていただいた、これは全国に先駆けて初の取組みとして開始したところでございます。25年6月には、先ほどご紹介させていただきましてように答申を再びいただきまして、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR抑止効果などとともに区の意見を踏まえ総合的に禁止地区の指定等について判断して欲しいということでご答申いただきまして、禁止地区の明確性の確保ということについても基本的におさえておくということでご提言賜ったところです。以降、平成27年2月1日には、都島区の京橋地域を禁止地区に新たに指定させていただきまして、同日過料徴収を開始いたしました。また、平成31年2月1日には、中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区にして、同日から過料徴収を開始いたしました。

令和2年2月1日からは、北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域並びに天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を禁止地区にして、過料徴収を開始したところでございます。

2つ目の項目でございますが、路上喫煙禁止地区を指定するにあたっての手続きでござ

います。1点目につきましては、区長が路上喫煙禁止地区を指定、選定いただきます。地元や関係団体の説明や調整等を行っていただくこととなっております。そうした調整のうえで、区政会議などに報告いただき、区民、事業者の意見としてまとめていただいております。2点目ですけれども、大阪市路上喫煙対策委員会の開催ということで、関係局でございますが、4局、及び当該の禁止地域指定の意向がある区役所に参加いただいたうえで、委員会を開催してございます。本日は、中央区から谷口課長がお見えでございます。3点目、パブリック・コメントの実施、集約という事で、今後このフォーマットに則しまして、パブリック・コメントを開始していきたいと考えております。4点目でございますけれども、禁止地区の新たな指定についてご答申いただいたうえで告示を行う。5点目、禁止地区の指定及び過料徴収の開始という事が、いわゆる手順となっております。

今回の長堀通り及びこども本の森の関係でございますけれども、3番目の項目に今後のスケジュールを予定ではございますけれども、まとめさせていただいております。

本日9月7日、委員会を開催、諮問させていただきました。あわせて9月18日から10月中旬までひと月間かけて、パブリック・コメントを実施したいと考えております。そうした市民の皆さま方のパブリック・コメント、ご意見を頂戴する中で集約もさせていただいたうえで、11月上旬には、本委員会を開催させていただき、ご審議いただきたいと考えております。そうした審議の内容等をふまえて、12月上旬には委員会を開催し、答申案をお示しさせていただこうと考えております。

年明けの1月には告示、周知、広報を行うということで、3月末まで約3ヶ月間かけまして、告示、周知の期間を設けましたうえで、来年4月1日から、2つの地域につきましては、新たな禁止地域ということで指定、過料徴収を開始したいと考えておるところでございます。

引き続きまして、4番及び5番目の項目につきまして、中央区谷口課長の方からご説明申しあげます。

○谷口まち魅力推進担当課長

すいません、改めまして、中央区まち魅力推進担当課長の谷口でございます。よろしくお願いたします。まず、中央区では、先ほど西尾事業管理課長からご説明もありましたけれども、平成31年2月1日、昨年2月からですね、戎橋・心齋橋筋地域を路上喫煙禁止地区の指定という事で、過料徴収も開始されました。以降、地元商店会のご協力もございまして、路上喫煙者の人数は減少傾向ということで、路上喫煙禁止地区指定の効果が表れているのではないかと考えてございます。この禁止地区指定にあたりましては、本委員会でご議論

賜りまして、ありがとうございます。まずもって厚く御礼申し上げます。

それでは、4点目の路上喫煙禁止地区の新たな指定について（案）の考え方につきましてご説明申し上げます。この数か月はですね、新型コロナウイルス感染症の影響という事で、外国人の方は減ってございますけれども、とは言いながら近年大阪には国内外から多くの観光客が訪れておりまして、2025年の日本国際博覧会の大阪、関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれるという状況の中で、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっております。これまで、長堀、心斎橋、南船場エリアの長堀通りでは、地元自治会、芦池、渥美、大宝、御津の4連合や地元の団体、御堂筋長堀21世紀の会さんなどが、35年の長きにわたりまして、定期的に清掃活動や、路上喫煙の啓発活動を行ってこられた地域でございます。しかしながら、やはり、国内外からの観光客の増加というような事で、それに伴いまして、ポイ捨ても著しく増加し、こうした事に対しまして、喫煙マナー向上を求める地域からの強い要望に対しましても、本エリアの禁止地区指定が路上喫煙対策の実効性を高めるものであると考えてございます。

次に、この間の経過でございますけれども、令和元年9月に地元自治会は地元団体から、喫煙者の更なるマナーの向上及びまちの更なるイメージアップを図るため、長堀心斎橋南船場エリアの長堀通りを路上喫煙禁止地区に指定していただきたいということで、加盟団体の理事長、4連合町会長の連盟での要望書を頂戴いたしまして、更には地区指定に伴う経費の一部を寄付いたしますよということの申し出を受けたところでございます。こうしたことを踏まえまして、区としても禁止地区指定に向けて内部で検討を重ねて参ったところでございます。そして、令和元年12月開催の中央区区政会議におきまして、長堀通りの路上喫煙禁止地区指定についてご報告させていただき、今後の区の実施や進め方について会議の場でご確認いただいたところでございます。今後、路上喫煙禁止エリアの啓発につきましては、関係機関とも調整を図りながら、啓発看板の設置や路面シートというようなことも考えておりますが、やはり、外国の方への周知ということになりますと、インバウンド対応といたしまして、英語、中国語、韓国語の3か国語にも対応したものにすることで、しっかりと啓発をして、周知徹底を図って参りたいと考えているところでございます。また、喫煙設備につきましては、既存の長堀橋の三休橋喫煙所を活用して参りたいと考えております。

次に、5路上喫煙禁止エリア（案）についてご説明申し上げます。図の中の赤の点線で示しました長堀通りのエリアでございます。こちらの禁止地区エリアにつきまして、東の端は、堺筋と長堀通りの交差点の西側から、西の端になります阪神高速道路1号環状線の手前の

交差点の東側まで、東西約 800m を考えております。以上、長堀通り地域におきます、路上喫煙禁止地区の新たな指定について、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○西尾事業管理課長

引き続きまして、こども本の森中之島周辺地域についてご説明させていただきます。4 番の上側、太カッコ囲みのところでございますけれども、令和元年 11 月でございますけれども、決算特別委員会、大阪市の議会でございますけれども、こども本の森中之島周辺の禁止地区指定について質疑がございました。いわゆる、こどもさんが集まるという施設で、建築家の安藤忠雄先生が大阪市に寄贈いただいた経過もございまして、元々、堺筋の方に向け車が通行できたんですけれども、こどもさんが来られる施設をつくるということもございまして、建設局の方では、歩行者天国というんでしょうか、車の通行をテスト的に止め、どのような影響があるのかを調査したうえで、こども本の森の開設にあたりまして、前面の道路を封鎖して、フリースペースに変えていくということで意思決定なされた状況にございます。そうした中で、こども本の森中之島におきましては、今年の 7 月から開設なさいまして、応募抽選によりまして、ご利用いただいていると伝え聞いておりますけれども、晴れの日には、本の森の建物の外で読書を楽しんだりとか、お茶を飲むスペースを設けるということも聞いておりまして、フリーゾーン化が進んでいくなかで、これまでは御堂筋・中之島周辺、ちょうど中央公会堂のところまでが禁止地区だったんですけれども、この枠線部分につきましても、東洋陶磁美術館から東側、堺筋のほうまで、こども本の森中之島部分につきまして、禁止地区に拡大して参りたいと考えております。

中之島まつりを中心とした、中之島の新たな魅力発信というような観点もございまして、今ご紹介しましたこども本の森のコンセプト、取組み、周辺地域のフリーゾーン化といった計画もございまして、併せて、禁止地区の拡大という形で、東側に延ばさせていただこうと考えております。

この地域につきましても、大阪市役所を北に上がっていったところに大江橋がございまして、堂島公園の入口に喫煙所がございまして、一定、既存の喫煙場所を利活用していきたいと考えております。なおですね、この堂島公園につきましては、今後、公園の再整備が進められていくということで、新たな中之島の魅力づくりに関連してなんですけれども、水上バスの発着場も設けていくような状況の中で、インバウンドを中心に観光客の方々が水辺を楽しんでいただいて、船着き場を利用する、併せて、観光客の方々が下船された段階でご利用できる、観光者用の公衆トイレも大阪府と連携していくなかで、設置していく考え

もあるようです。そうした中で、いま、喫煙場所を設けているんですけども、今年の10月くらいから公園の再整備が順次開始される中で、一旦、移設する等もありますけれども、本委員会でも以前に、中野委員からご指摘いただいたように、堂島公園の喫煙所はパーティションも不十分でして、たばこフリーゾーンみたいな設えになっておりまして、改善していかないといけないというご指摘もいただいていたところなんですけども、公園そのものの再整備を行うなかで、国の基準にも従った形、パーティションで煙が流れ出ない形、高さ2～3mのパーティションがいるとか、クランクをつけなければならないとか、或いは、密閉型の喫煙室などあるべき姿という形で指示が出ておりますので、建替えにあたりましては、そうした国の基準にも準拠した形で今後の再整備を進めていきたいなと思っております。一旦、今の時点では、既存の喫煙場所を活用、10月以降には移設するなかで、適切な設備に変えていくということを考えております。

すみません、資料の次のページなんですけども、エリアの点線部分を若干拡大させていただくとともに、こうしたロケーション、風景を参考としまして、長堀通りは、オフィスビルとか商業ビルがあり、交通機関は長堀橋や心齋橋の駅があり、人通りも多い地域でございます。次のページですけれども、こども本の森中之島周辺のロケーションですけれども、点線囲いが拡大するエリアでして、ポイントポイントで写真を掲載させていただいております。工事が始まっているのがわかる写真もございます。東から見た状況、西から見た状況、このようなエリアが歩行者空間となり、こどもさんや市民の方々にご利用いただける新たな賑わいのある街づくりを進めているところでございます。雑駁ではございますが、説明は以上です。

○青木委員長

ご説明ありがとうございました。それでは、この諮問につきましては、パブリック・コメントも出され、11月の委員会で本格的な意見をいただくことになると思いますので、今日は時間の関係もありますので、ご質問を中心に現時点で確認しておきたいことなどを中心にだしていただければと思います。ございませんか。中野委員どうぞ。

○中野委員

御堂筋もなかなか喫煙所がない中で、長堀通りも三休橋筋にはあるんですけども、もう少しあったほうがいいのかと。中之島の公園の部分は気軽に吸ってしまいそうな気がします。啓発とともに、堂島公園も微妙なところではございますので、将来的には、喫煙所がもう少し必要なのではないかなと。当面はこのような形で対応するということですが、今度の検討についてお聞かせいただければ。

○西尾事業管理課長

はい。ただいまご指摘いただきましたとおり、御堂筋につきましては、難波の高島屋前から阪神百貨店前までのストレートに4キロほどの距離、そこに、申し訳ありませんが2か所しか整備できておりません。高島屋前の喫煙所についても再整備がかかっていると、この委員会でもご説明したんですけれども、現在、調整中ということですが、喫煙場所の整備の在り方は検討しております、あわせて、あと1か所でも、小さくてもいいから、新たな喫煙場所を確保できないかと、戎橋・心齋橋筋を禁止地区に指定する際に、中央区とも一緒に足しげく地域を歩き回りました、検討や関係先への働きかけを行ってきたんですけれども、現時点で残念ながら新たな喫煙場所の確保に至っておりません。そのような中で、いろんな再開発等進んでいくと考えておりますので、検討する課題や新たな状況の変化に応じたうえでですね、関係先とも協議して、たとえ1か所でも喫煙場所を確保していくことは、事務局としても進めていかなければいけない課題かと認識しておりますので、今回、大江橋の喫煙所を移設して、作り変えてそれで終わりということではなく、いろいろと再開発もあると思います。そうした中でスペースの確保といった形で取組みを継続していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○青木委員長

はい、ありがとうございます。藤田委員、よろしくお願いいたします。

○藤田委員

すみません、確認なんですけども、吸い殻が減ったという話がありまして、私の周りでも電子たばこを吸っておられる方が増えてきました。電子たばこは聞くと水蒸気だと。私もちょっとよくわからないんですけども、過料の話がありましたが、電子たばこを吸う人には取ってないんですか。その線引きがグレーですよ。その辺が気になったので、今回どうなのかと思ってお聞きしました。

○西尾事業管理課長

本委員会でも数年前に、正式には加熱式たばこというんですが、今委員からご紹介がありましたが、煙ではなく水蒸気ということです。本市の場合、禁止地区では加熱式たばこを吸っておられても、過料徴収はしておりません。また、全国的に他の大都市に調査したところ、加熱式たばこまで過料徴収しているところはなかったと記憶しております。その部分につきまして、他都市も考え方があると思うんですけども、他都市の状況も注視するなかで、この間、大阪市は加熱式たばこについては、徴収していないんですけども、条例の条文の中で、火のついたたばこという表現がございまして、加熱式たばこを過料徴収対象としていく

のであれば、条例を改正していかなければならないということもございます。今後、煙ではない部分、水蒸気、有害性の議論など、WHOの見解が出ているなかで、どうしていくかということは今後の課題として認識しておりますけれども、現時点では、過料徴収の対象とはしていないところです。加熱式たばこなのか、形状だけではわからない状況もあるんですけども、今後、引き続き、他都市状況や国の見解が出てくるなかで最終的に判断し、加熱式たばこを対象たばこに指定するにあたりましては、議会の承認が必要ですが、現時点でも条例改正を行ったうえで、適用していくことになってくるかと思えます。

現時点では、加熱式たばこは大阪市の場合、また、他都市においても、過料徴収の対象としていないのが現状でございます。

○青木委員長

ありがとうございます。あの、過料徴収の対象としなくても、指導員の皆さんが路上で加熱式たばこを吸っている場合は、何かしらのお声掛けはするのでしょうか。

○西尾事業管理課長

できましたら、喫煙場所で喫煙してくださいということで、この場所は路上喫煙禁止地区で、紙巻たばこを対象とはしておりますが、やはり、市民の方にも気持ちよく、マナーを守るという観点から、喫煙場所での喫煙を促すお願いはしております。

○青木委員長

指導員さんの裁量ではなく、全体での対応で、するという事になっているのでしょうか。

○西尾事業管理課長

指導員に任せるのではなく、加熱式たばこを禁止地区で吸っている方がいらっしゃったら、マナーを守ってという観点的なかで、消していただけませんか、もしくは、喫煙場所で喫煙していただけませんか、という誘導はさせていただいております。

○青木委員長

今後、条例云々の話をするのであれば、そういった実態調査、加熱式たばこの喫煙者数や指導実績など必要かもしれませんね。

○西尾事業管理課長

年に1回、たばこの吸い殻が捨てられている調査もあるんですけども、その中には加熱式たばこの吸い殻も捨てられているのですが、火がついていないので、火災とか火傷の心配はないが、捨てられるという状態については、紙巻たばこと同じ状況ですし、また、健康問題につきましては、やはり、健康被害を生じる物質がゼロではないという状況もありますので、火災や火傷の問題はなくても、まちの美化の関係と健康問題につきましては、大丈夫と言

切れないということを以前に当委員会でご説明させていただいております。

○青木委員長

はい、ありがとうございました。それ以外でも、ご質問等ございますでしょうか。はい、谷内委員、お願いいたします。

○谷内委員

三休橋の喫煙所についてですが、先日見に行ったのですが、おそらく、禁煙になっているオフィスが増えているのかと思ひまして、その方々が、この喫煙所に集まって来られている、さらに通行する方もここに集まると、喫煙スペースが十分あるのかどうか、どのくらいの量なのか、教えていただけたらと思います。

○西尾事業管理課長

お答えいたします。三休橋の広さは今回お示ししていなかったのですが、完全にロケーション的に東向き、西向きの三車線の道路があるなかで、植樹帯を取っ払って、天王寺の西口と同じように、歩行者がいなくて設置しております、パーティションではなく、視認性の確保の観点からフェンスを設置しています。灰皿を3つ設置し、一定のスペースを確保できているということで、50㎡の面積が十分あったかと思ひます。本市が設置している喫煙所では大きいほうです。これまでの利用状況というのは、あまり利用されていないのかなど。時間帯によって多少差違はあると思ひますけれども、2月の開始当初に見に行っただけでも、どなたも利用されていなかった、ちょうどお昼休憩時間だったのですが。まだまだその時点では周知が足りなかったのかなと思っておりますけれども、それが著しく変わったかというところあまりそうした報告は私のところには届いてない状況でございます。

一方で、天王寺駅西口は、どの時間帯に覗きましても、エリアの中でたばこを楽しんでいただいているということで、通勤ラッシュの夕方は特に込み合っております。コロナの影響により、閉鎖した際には、早く再開してほしいという声が寄せられておりました。

長堀につきましては、一定のスペースが十分にあると思ひますので、新たに禁止地区を設定しましても、長堀通りの真ん中あたりにありますので、ロケーション的には、既存ではございますが、適切な位置にあるものと思っております。

○青木委員長

はい、ありがとうございます。私から、中央区の方に、お分かりになればですが、商店街の皆様や連合会からのご要望ということなのですが、御堂筋、戎橋筋、心齋橋筋と指定されておまして、その指定によってその皆さんの中で喫煙されている方が横の方におられるのか、それともインバウンドのような旅行者の皆さんが戎橋筋の横で喫煙されてい

るのか、そのあたりの動態はどのような感じなのでしょうか。

○谷口まち魅力推進担当課長

委員長お尋ねの、まず、心齋橋、戎橋のところですが、この間、人の往来がすごく激しいので、ほとんど吸える状況ではなかったということがあります。ちょっと歩くとぶつかるという状況がありましたので、そういった意味でいうと、心齋橋、戎橋の往来のなかでは喫煙がないということと、インバウンドの方ですね、長堀通りにバスをつけられて、そこから降りられると吸ってしまうというようなことで、地域の方から聞いている声からすると、インバウンドの方がバスから降りられてごみを捨てて、たばこも一緒に吸って、ポイ捨てしてしまうのが非常に困ると聞いております。

○青木委員長

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、今日のご質問ということで承りますので、今後、パブリック・コメントも受けまして、次回の11月に予定されているところでは、活発な案についてもご意見、ご審議をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、第3の議案、以上にさせていただきます、全体で言い残したことや質問等、委員の皆さまからありますでしょうか。或いは、これ以外のことでも結構ですが。よろしいですか。それでは今日は議題3つにつきまして、以上で終了させていただきます。まあ、あの、いろいろこれまでの指定地区や新たな指定地区において、いろいろなご意見をいただきましたので、今後、引き続き議論を進めて、新しい諮問につきましては、12月答申ということで時間がございませませんが、是非、活発なご意見をよろしくお願いいたします。以上で、本日の議題については、すべて終了したいと思います。それでは、司会の方にお渡しいたします。

○事務局（中野事業管理課長代理）

本日は、皆さまお忙しいなかお集まりいただき、ありがとうございます。以上をもちまして第33回路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。